

平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正			現行		
別表			別表		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
砒素 [☆]	(略)	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	砒素 [☆]	(略)	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
セレン	(略)	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレン	(略)	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ふっ素	(略)	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1 [○] （注 ^⑥ 第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法	ふっ素	(略)	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	(略)	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	ほう素	(略)	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考
(略)

備考
(略)